

## 神戸市立工業高等専門学校名誉教授称号授与規程

2023年4月1日

規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第123条において準用される同法第106条の規定に基づく神戸市立工業高等専門学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(授与の基準)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者にこれを授与する。

- (1) 神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の校長として本校の運営に関し特に功労のあった者
- (2) 本校の教授として20年以上在職し、教育上又は学術上の功績のあった者
- (3) 本校の教授として在職し、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者

2 本校に教授として10年以上在職した者については、前項第2号の教授としての在職期間に次の各号に掲げる期間を加算することができる。

- (1) 本校の准教授（平成17年7月15日法律第83号による改正前の学校教育法に規定する助教授を含む。以下同じ。）又は講師（非常勤の講師を除く。以下同じ。）としての在職した期間にあつては、その2分の1の期間
- (2) 本校以外の高等専門学校又は大学（短期大学を含む。）において、教授としての在職した期間にあつては、その期間、准教授又は講師としての在職した期間にあつては、その2分の1の期間

3 前2項の規定にかかわらず、本校の在職中に本校の榮譽を汚す行為をしたと認められる者については、第1項の授与の対象としない。

(授与の決定)

第3条 名誉教授の称号の授与は、神戸市立工業高等専門学校校務運営会議（以下「校務運営会議」という。）の議を経て、校長が決定する。

(称号の授与)

第4条 名誉教授の称号の授与は、別に定める辞令書の交付をもって行う。

2 名誉教授の称号を授与された者にその榮譽を汚す行為があつたときは、校長は、校務運営会議の議を経て、当該授与を取り消し、辞令書の返付を求めるものとする。

(礼遇措置)

第5条 名誉教授の称号を授与された者に対しては、本校の諸式典及び重要行

事への招待、図書館等の利用に関する便宜の供与、刊行物の贈呈その他適当な方法をもって礼遇する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。